

葛飾・生活者ネットワーク ぬまた 沼田たか子
葛飾区議会議員
だれもが安心して暮らせる かつしかに



子どもの権利を考えよう

赤ちゃんにも権利があります 子どもたちの声を聞いていますか

あなたに知ってもらいたい
区議会レポート

2025.1.10 発行
Vol.13



葛飾区では2023年10月に「葛飾区子どもの権利条例」が制定され、子どもの最善の利益の実現をめざして、区全体で子どもの健やかな成長を支えていく取り組みをすすめています。

子どもの権利を尊重するうえで基本とすべきことは、子どもの意見や思いを聴くことです。子どもの権利について学ぶと、子どもの意見や思いを聴かないまま大人が子どものためと思ってしていることや、ルールとして決めていることが、実は子どもの権利を侵害しているということに気づかされ愕然とします。実際に子どもたちからは、「先生に相談しても何も変わらないからあきらめている。」「子どもの話をきかないで大人の言うことに従わせる先生もいる。」などという声があがっています。また、子どもの自死や児童虐待、いじめや不登校などの状況も深刻で、家庭や学校で子どもの尊厳や権利が十分に保障されていない現実があります。

子どもの権利が保障される社会は、関わる大人の理解と協力なしには実現しません。まずは子どもの権利を知るところからすすめていく必要があります。

子どもの権利について考えるとき、もともになるのは世界中の子どもたちの権利を定めた国際法「子どもの権利条約」です。



「子どもの権利条約」
日本ユニセフ協会 HP

子どもの権利の4つの原則

- ① 命を守られ成長できること
- ② 差別されないこと
- ③ 子どもにとって最もよいことを考えること
- ④ 子どもが意見を表明し参加できること

日本も1994年にこの条約を批准していましたが、条約が求める内容を十分に守れていないとして長い間国連子どもの権利委員会から指摘されていました。

そのような中、ようやく日本でも子どもの権利を守るため2023年4月「こども家庭庁」が発足し、「こども基本法」が施行され、葛飾区でも同年10月に「葛飾区子どもの権利条例」ができました。

未だ子どもに権利を認めることに否定的な意見も多く、子どもの権利に関する条例を制定しても名称に「権利」を入れない自治体が多い中、葛飾区の条例には「権利」という言葉が盛り込まれました。



「葛飾区子どもの権利条例」 葛飾区 HP

❖ 議会報告をしています ❖

議会後は駅前などでレポートの配布、議会の様子や沼田の活動を報告しています。区民の皆さんの意見を伺う大切な時間でもあります。気軽にお声がけください。公式WEBサイト、SNS▶



UD FONT 本文にユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

活動報告 沼田たか子の活動の一部をご紹介します

10.4 ● 荒川流域自治体議員勉強会

10.18 ● よつぎ療育園の現状について園長先生に学ぶ

10.21 ● 環境審議会傍聴

10.25 ●

みらい葛飾(生活者ネット・無所属) 予算・政策要望提出

議員活動でお聴きしている区民の皆さんの声については政策提言・問題提起として本会議や委員会の質疑を通じて届けていますが、改めてまとめ、区長に提出し区政に反映することを求めました。

11.2 第3回定例会 報告会・学習会

議会活動報告会と学習会
「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を開催

自殺対策支援コーディネーターのナガヨシさんより、自殺は個人の問題ではなく社会の問題であること、今まで実態が見えていなかった子どもの自殺の深刻な状況についてお話をいただきました。

11.19 ●

上小松小学校研究発表会 (ユニバーサルデザインに基づく授業づくり) 参観

学習環境、人との関わり方、授業をユニバーサルデザイン化することで、子どもたちが授業に集中して参加しやすくなるなどの成果がみられました。

11.20 ●

在宅人工呼吸器使用者避難訓練
電源が喪失した状態での避難訓練を行うことで、支援を必要とする人の災害対応の課題が鮮明に。

11.9 ●

住吉小学校運動会

11.13-16 ●

能登災害ボランティア活動 (中面参照)

❖ 子どもの権利条例について伺います。あてはまるものを1つ選択してください。

- 葛飾区にあることを知っている
- 名前を聞いたことがある
- 知らない

❖ 子どものこと、子育てのこと、その他についてのご意見・ご要望も自由にお書きください。お子さんからの意見もお寄せください。

区政のことを聞きたい、

くらしの中の困りごとを相談したい、などなど
どなたでも気軽におこしください。



毎月10日は
なんでも相談会

時間

10:00~12:00

場所

葛飾・生活者ネットワーク事務所

曜日に関わりなく開催します

令和7年 第1回葛飾区議会定例会 2.14 金
3.27 木 (予定)

葛飾・生活者ネットワーク

議員は市民の代理人。
生活者ネットワークは議員を代理人と呼び活動しています。

生活者ネットワーク 議員は交代制、議員の特権化を防ぎます
3つのルール
❖ 議員報酬は市民の政治活動資金に
❖ 選挙はカンパとボランティアで

〒125-0054 葛飾区高砂 8-21-1
TEL: 03-5876-4757 FAX: 03-5876-4758
e-mail: katsushika@seikatsusha.net
https://numata.seikatsusha.me



← WEBフォームからも回答いただけます

ご協力ありがとうございました。